

明治廿八年二月更正

精隆社社則



精隆社社則

第壹章 組織及目的

第壹條

本社、村內男子、齡十五
乃至二十七歲、範圍、
之組織、此範圍ヲ超テ

者ハ退社スルモノトス

但範圍内ノモノト虽モ退社ヲ

乞フ中ハ其事由ニ據リ之ヲ許

スベシ

範圍ヲ超スルモノト虽モ尚留社ヲ

乞フ中ハ之ヲ許可スベシ

第貳條

社員編入ハ毎年二月トナシ

退出ハ毎年八月之ヲ行フ

モノトス

第參條

左ノ各款ニ觸ルモノハ社員

タルコト得ズ

一 款、風癩、白痴ノ者

二款、疾病罹り社務に堪へざる者

三款、輕重禁錮處分ヲ受ケ

三ヶ年ヲ經過セザル者

第四條

前條ノ各款ニ觸ルモノアルハ

直ニ除社スルモノトス

第五條

本社員ハ村内ノ弊風ヲ

改良シ人情ヲ篤實温

厚ナラシメ通常事務

水火其他非常異變ア

ルハ之ヲ救助スルヲ目的トス

第六條

本社員ハ平素品行方
正シ俱ニ相愛シ心得違ハ
輩アルキハ互ニ之ヲ懇諭匡
救スベシ若シ説諭ヲ背セザル
者アルキハ除社セシムベシ

第七條

社員ニシテ現ニ賭博ヲ取扱
フヲ社員三名以上ニテ見定
ムルキハ之ガ証拠物ヲ取得
ズモ集會ノ上除社シ且ツ
交際ヲ絶ツモノトス

第二章 集會

第一條

事務協議、際、集合

喇ハヲ発音スベシ

第二條

非常異變、際、非常集

合、喇ハヲ発音スベシ

第三條

前二條集合喇ハヲ聞知ス

ル片ハ直ニ事務所ニ馳付テ

毫モ集會機ヲ失ハザル

トヲ要ス

第四條

集會ノ際他行或ハ疾病
或ハ差支ノ事故アルキハ
社員ニ其由ヲ申告ス下シ
若シ事故不充分ナルハ
之ヲ糾明スルモノトス

第五條

集合ノ喇叭ヲ発音スルトモ
事務所ニ會席セザルキハ
違約料トシテ金五錢翌
日徴收ス下シ本社ハ之ヲ社
費ニ用ユ

第六條

集會、際欠席シタルモノアル
中ハ近隣ノ社員ヨリ會議
ノ事致ラ通知スベシ

第三章 役別及職務

第一條

本社ハ常人名簿ヲ備ヘ
置キ社員姓名生年月日
詳記スルモノトス

第二條

各社員、投票ヲ以テ
役員ヲ置ク

社長一名、副社長一名
取締二名

第參條

各役員投票無論高矣者
以テ當撰トシ同矣者アルハ
抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四條

各役員ハ社員編入ノトキヲ
以テ滿期トシ其更撰退任
者ト虽モ再撰スルイリ得

第五條

退出社長退社スルハ

翌年編入迄副社長之
が仕ヲ業務スベシ

第六條

社長ハ常ニ本社盛衰ニ
注目シ總体ノ事ヲ總理監
督シ且社員申出ニ依リ諸
事ヲ裁決シ非常異変
ル時ハ社員ヲ指揮スルヲ專
務トシ社内ノ畧城ヲ若守ス
ベシ

第七條

副社長ハ社長ヲ補翼シ

社員ヲ指揮監督ス下シ

第八條

取締ハ常ニ社員ヲ監視シ
村内ノ弊風ヲ改良シ且非常
異變ノアルハ社長副社
長協議ノ上社員ヲ指揮ス
ルヲ以テ本務トナス

第九條

水火ノ變アルハ消防組
外ノ年長ノ社員之が任ヲ
帯ビ社員ヲ指揮スルモ
トス

前條各件堅守
可申事

明治廿八年二月

精隆社



社員人名